

東大阪市立斎場予約システムに関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東大阪市立斎場予約システム（「以下システム」という。）利用に関する取扱に関して、東大阪市（以下「市」という。）が行うサービスについてシステムを使用するもの（以下「使用者」という。）が守らなければならない事項について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム管理者 斎場管理課に設置したシステムの管理責任者をいう。
- (2) 使用責任者 システムを使用しようとする葬儀業者の管理責任者をいう。
- (3) ID システム利用にあたり必要なIDをいう。
- (4) パスワード 接続に伴い必要なパスワードをいう。

(使用申請)

第3条 システムを使用しようとする者は、市に使用の申請をし、許可を受けなければならない。

- 2 市は、前項の申請があった場合において、支障がないと認めたときは、システムに利用者登録を行う。

(使用の不許可)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しないことができる。

- (1) システムに障害を及ぼす恐れがあると認めたとき。
- (2) その他、管理上支障があると認めたとき。

(使用許可の取消し)

第5条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可（登録）を取消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) システムの使用に関し、この取扱要項に違反したとき。
- (2) 必要以上に予約の登録、取消しを行ったとき。
- (3) 故意に正常なシステムの運用を妨害したとき。
- (4) ID、パスワードを他の者に遺漏したとき。
- (5) その他管理上支障があると認めたとき。

(使用責任者の設置)

第6条 使用者は、使用責任者を設置しなければならない。

- 2 使用責任者は、事務連絡を総括する。

(使用期間)

第7条 システムの使用期間は、使用許可日から1年間とする。

- 2 使用に関して問題なく、使用者から別段の意思表示がないときは、自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(使用責任者及び使用者の義務)

第8条 使用責任者及び使用者は、次の各号により使用しなければならない。

- (1) この取扱を厳守し、責任と自覚をもって使用しなければならない。
- (2) 使用中に不具合が出た場合、システム管理者に報告しなければならない。

(3) 混乱を招くような予約の変更、取消しなどをしないように努めなければならない。

(転貸等の禁止)

第9条 使用者は、使用許可を受けた ID、パスワードを他の者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(ID 及びパスワードの管理)

第10条 使用許可を受けた ID 及びパスワードは、責任を持って管理し、他の者に遺漏してはならない。

(変更等の申請)

第11条 使用責任者は、ID の変更を希望する場合は、市に申請を行わなければならない。

2 使用責任者は、システムの使用が不要となった場合には直ちに連絡し、アカウントの削除申請をしなければならない。

(障害の発生)

第12条 システムに障害が発生した場合は、障害が復旧するまで、各斎場で電話による受付(午前9時から午後5時)をするものとする。

尚、斎場が閉場の場合は、斎場管理課で同時間受付を行う。

2 システムに障害が発生したことにより使用者に損害が出た場合においてその賠償は行わない。

附 則

この要項は、平成31年2月12日から施行する。